死の自己決定と患者の利益

Self-Determination of Death and Patient's interests

熊本大学大学院医学药学研究部生命伦理学分野 浅井 篤

Department of Bioethics, Faculty of Medical and Pharmaceutial Science, Kumamoto University ASAI Atsushi

1 はじめに

意思決定能力がありその意思を明確に表示できる 個人が、医学的介入なしでは生存できない状態に なったときに救命または延命のための治療を受けな いと決定することが倫理的に許容されるのか。これ がこの論考のテーマである。したがって事前指示や 代行判断、意思表示能力が損なわれた病状にある患 者の問題は扱わない。

2 拠って立つ原則

筆者の原則的な考え方を提示する。医療は患者の 最善の利益のために行われる¹⁾。この目的を実現す るために関係者が拠って立つべき原則には、患者の 自由と自律を尊重する、誰も他者に害を与えない、 公正さを保つなどがあるだろう。また診療方針の決 定に関わる者すべてが、思いやり、寛容の精神、謙 虚さを持つことが重要である。思いやりがあり寛容 で謙虚な人物はそうでない者より好ましいと考えて いる。快楽は苦痛より善く、健康は病気より善く、 長寿は短命より善く、治療手段があるのはないより 善く、医療を受けられる状態は受けられない状態よ り善く、生は死より善いとも考えている。

この世には多くの価値あるものがある。生命・医 療倫理領域における原則や価値あるものについての 一覧表の内容は個々人によってそれ程大きくは変わ らないであろう。人々はその中でどの価値を他の価 値より大切だと思うのか。どのような価値を最も優 先するのだろうか。おそらくそれは各個人の頭の中 の「ブラックボックス」の中で決められているので はないか。「ブラックボックス」の思考の流れは、 その人が生まれた時代や育った家庭の環境、親子関 係、親の価値観や受けた教育、人生における様々な 出来事や出会い、そのときの社会的風潮、優勢な政 治思想などによって変わると思われる。そして筆者 は今、たまたま上記のような項目を自分の原則とし ている。根源的な理由はわからないし証明もできな いがこれらの原則が正しいと信じ、中でも自由が何 よりも大切だと感じている。

3 治療拒否は許される

さて上記の原則に基づけば、意思決定能力があり その意思を明確に表示できる個人が、医学的介入な しでは生存できない状態になったときに救命または 延命のための治療を受けないと決定することが倫理 的に許容されるという結論になる。医療を受けるか 否かは、その拒否が他の誰にも害を与えない場合、 個人の自由である。健康で幸福な長い人生は非常に 好ましく患者の利益になるが、本人が苦痛の方が快 よりも明らかに大きいと感じているとき生き続ける ことは不利益となる。ある医学的効果が利益たり得 るかは最終的には個々人の主観的価値判断であると 考える。人によって何が有益な医学的介入で何が無 益な医療かは異なるのである。ある人が自分の今生 きている状態は不利益にしかならず、これ以上維持 したくないと思うこともあり得ると考える。

英国医師会は、患者に意思決定能力があり判断に 必要な情報にアクセスできる場合、彼ら自身が彼ら にとっての最善の利益は何なのか、そして提案され ている治療法の利益が不利益に勝るか否かについて の最善の判断者であると表明している²⁾。また、シ ンガーも個人の自由を重んじる者は誰でも、人生が 生き続けるに値するか否かを決めるのはその人生を 生きている人であるというミルの考えに賛成すべき であると主張している³⁾。シュランメも、今日の自 由主義社会において自律とは強制されることなく自 分の利害を自分で決定できる能力であり、個人の自 律は人間の幸せの構成要素であり決定的要素であ る。医学的行為は人間の幸せを目的とするのだから 自律の保持を目指す。幸せが目的でありそれへの道 を自律が固めると論じている4)。これら三者の見解 に筆者は同感である。

4 死に関する自己決定とその限界

上記の筆者の考えに替同する人もいれば反対の立 場を取る人もいるだろう。生と死に対する思想の差 異は究極的根源的なものである可能性が高い。個人 の生死に関わるような医療に関する自己決定(以 下、死に関する自己決定と略記)についても様々な 見解がある。自己決定と呼ぶに値する真正な自己決 定は存在しない、全ての決定は本質的に共決定にな らざるを得ないという考え方、国民から死の自己決 定は望まれていないという立場、たとえ自己決定が 可能であったとしても死に関する自己決定権はない という見解もあった。また死に関する自己決定権は 概念上あったとしても適切に実施できない、自己決 定尊重は結果的に他者や同一疾患を持つすべての患 者に害を及ぼすため許容されない、患者が何らかの 外的圧力を受けることなく本当に自発的にそして純 粋に死の自己決定を行なうことはできないなどであ る。死に関する自己決定に反対する人はこれらを理 由に自己決定に反対するだろうう。

一方筆者のような患者の死に関する自己決定擁護 派は、これらの見解にもかかわらず自己決定に賛成 する。「自己決定反対派」が言うように純粋にひと りの人間の考えだけによる自己決定は存在しないか もしれないし、すべての決定は他者との共同作業の 結果であろう。迷いや後悔のない自己決定などない かもしれない。もちろん自分で決めたくない者や最 終決断を下せない患者もいるだろう。また自己決定 を本当に妥当なものにするための環境を整えるのは 簡単ではないかもしれない。これらは認めよう。し かし、純粋でない自己決定イコール非自己決定とは 言えない。完全無欠な共同決定や公序、コンセンサ スなども存在しないだろう。

現在のわが国においても自分で考え自分で決めた い人は多くないかもしれないが、にもかかわらず死 に関する自己決定を望んでいる患者や一般市民は間 違いなく存在する。少なくとも筆者はその一人であ る。さらに生物学的にみて、明らかにひとりの人間 は一つの個体であり、他の個体とは物理的に結合し ていない。個々人の脳は独立している。一卵性双生 児ももちろんお互いに独立した存在である。どんな に近しい間柄にあっても、人間は独立した一個体な のであり、個人の決定は人間関係や環境など様々な 影響下にありながらも、間違いなく個の決定であ る。たとえ気持ちの上で他の人々と繋がっていると しても、実際に決めているのは個体であり、それが 個人であり自己であり私である。家族があり社会の 中で親密な人間関係を形成して生きているが独立し た生物個体である。

死に関する自己決定が外的圧力を受ける可能性は 確かにあり、それが起きる事態は適切な手順決定や 十分な配慮によって徹底的に排除すべきである。し かし、その可能性だけから自己決定自体を否定する のは、副作用が出る可能があるからすべての薬を飲 まないという決定と同じであり、あまりに極端な考 え方である。もちろん薬を飲まないのも個人の自由 であるが、飲みたいという人から力ずくで薬を奪う 自由はない。

個人の生死に関わるような医療に関する自己決定 にはいろいろな理由がある。その中で問題視されが ちなのが、残されることになる家族の心理的肉体的 経済的負担を慮って救命・延命治療を拒否して死ん でいく患者がいることであろう。これについても患 者とその家族との話し合い、経済的支援を実現する ための社会資源の可能な限りの活用、患者の誤解や 思い込みの解消などを計るべきである。家族が是非 医学哲学 医学倫理 2007年 第25号

とも生きていてほしい、患者のケアは全く負担では ないと考えているのに、患者が思い込みで家族の負 担になるのを避けるために死んでいくのは避けねば ならない。もちろん映画「楢山節考」(1983年日本 作品、今村昌平監督・脚本)に描かれるような姨捨 山が不文律として制度化されている社会では「家族 や村のためにお山に行く」ことに関する考え方が変 わってくる可能性があるが、筆者は今現在の社会を 想定しているので詳しくは触れない。しかし個人が 生きている環境の制約の中で自己決定の方向性が変 わってくる可能性がある。これについては、患者の 決定が生活上の制約のために死の方向に向かわない よう、環境の方を整備するべきだと考える。環境に よって「強制」されない状況下の死に関する自己決 定は、しかし認められるべきであろう。

5 個人から自己決定の自由を奪う正当な 理由について

個人の死に関する自己決定尊重は、結果的に他者 や同一疾患を持つすべての患者に害を及ぼすため許 容されないという見解がある。筆者もある個人の自 己決定が他者に害を与えるならばその決定は許容さ れないと考える。たとえば仕事中の航空機のパイ ロットや手術中の執刀医には死ぬ自由はないだろ う。トリインフルエンザや SARS に感染者は入院 中の病院の廊下を自由に歩く自由はないのと同様で ある。筆者の大原則は、他者に害を与えない限りに おいての個人の自由・自律とほっておいてもらう権 利(the right to be left alone)の尊重である。した がって個人なりグループなり世間なり社会なりが他 の個人に介入し、その人の自由を制限する場合には 強力な他者の自由を制限する根拠だと必要と考える。

たとえば、筆者が「私は○○の状態になったら、 もう一切の医療を受けたくない」と言ったとする。 筆者のこのような希望を封殺することを正当化でき る理由は何なのか。個人の思想と発言の自由を奪取 してよしとできる根拠は何なのか。最も強力な理由 は、筆者の言動や行動が他の人々に危害を与えると いうものであろう。他者への危害を根拠とした場 合、まずそのような主張が果たして事実に基づいて いるかどうかを検証する必要がある。死に関する自 己決定反対論者の事実無根の思い込みや単なる推 測、感情的な主張であった場合には当然ながら根拠には成りえない。また、仮にある医学的状態にある人が医学的介入を拒んで死んだとする。そしてその後、同じような状況にある他の人々が周りの人間から不当に差別されたとしよう。しかしそれは死を選んだ人のせいではない。実際に差別する人々やそのような状態にあって幸福な人生を続けたいと考えている人々の正当な要求を無視する社会に罪がある。

筆者の自分の人生に関する、直接的に誰にも身体 的経済的物理的な害を与えない発言や行動が他者に 心理的な不快感を与える場合、筆者の自由は奪われ るべきなのだろうか。他者危害といった場合、害や 不快感の定義は難しい。身体的物理的な害はわかり やすい。経済的害については直接的な因果関係が証 明されるか否かが問題であり、これが証明されない 限り安易な個人の自由への介入は差し控えるべきで あろう。

心理的害は判定が困難である。誰が自分は心理的 害(不快感、offence)を受けたと決めることがで きるか。自分のことを被害者と感じている者が一方 的に決定できるのか。何が心理的害で誰が被害者か は慎重かつ公平に判定されねばならないと思われ る。さらに筆者は特定な疾患を持つ人が死を選んだ ために同一疾患を持つ人々が心理的な害を確かに受 けたとしても、我々の自由な自己決定は直接的に明 らかな身体的経済的物理的害を他者に及ぼさない限 り安易に制限されるべきではないと考える。他者へ のケアは重要である。しかし自分の一挙一動がどの ように他者に影響するかばかりを考えていては、我 々はいかなる行動もできないであろう5)。原則とし て自分の行動や言動の他者への影響をどこまでも配 慮すべきだということになったら、我々はいかなる 決定を行うこともどのような発言をすることも不可 能になる。

もう一点確認したい。自己利益のために他者の自 由を奪い自己決定を阻害するのは倫理的な行動では ない。これは利己的な動機に基づく政治的な行動で あろう。ある人の死に関する自己決定を社会が受け 入れてしまうと、それが倫理的に正しいことである か否かにかかわらず、自分が不利になるかもしれな い。しがたってこれに反対する。これはもはや倫理 ではなく政治的行動である。最近の生命・医療倫理 の議論にもよく見られるが、倫理と法律と政治の混 同は避けたいものである。

6 人の生死に関わる倫理的判断の重要性 と適切な手続き

生と死にかかわる意思決定は極めて重大である。 延命治療を拒否するか否かを決断するのは、今度の 週末にどんな映画を見に行くかを決めるのとは違 う。後者は個々人が思いつきで好き勝手にパッと決 めればよい。しかし前者はそうはいかない。一歩間 違えば不本意な人生の終わり方を迎えることになっ てしまう。命は大切であり「疑わしきは生命の利益 に」が大前提である。また今までみてきたように、 人々の意見は異なり何が害かについての見解も変わ り得る。何が人生において大切かは十人十色であ る。したがって患者に対する十分な情報提供と患者 の理解、他者との意見交換と関係者個々人の反省が 十分に保障される慎重な手続きが要求される。

筆者が編著に関わった「適切な手続きのための臨 床倫理チェックリスト」⁶⁾では意思決定プロセスに おいて十分勘案すべきこととして、患者の医学的お よび心理社会的状況に関する的確な評価、患者の意 思決定能力、理解、意向、将来に対する意向(事前 指示)、患者家族の理解、意向、患者さんとの関係 の確認、患者および患者家族と医療従事者の間の十 分な情報開示と意思疎通、医療従事者間の十分な情 報共有と意思疎通、関係者全員による患者の最善の 利益実現を目指す努力、必要な記録と患者の医療上 の権利の確認、適切で納得がいく意思決定のための 十分な配慮、倫理問題検討のための医療従事者によ る「倫理カンファレンス」と「倫理コンサルテーショ ン」によるサポート、質の高い医療提供のための医 療従事者のQOL 維持を挙げている。

また自己決定の出発点になる患者の意向に関して も、患者が自分の受ける医療の目的をどのように設 定しているか、患者の意向は自発的なものか、患者 は遠慮していないか、患者の意向は安定している か、患者の意向は十分に強いか、患者と家族の意向 は基本的に一致しているか、患者は治療効果を過大 評価または過小評価していないか、患者が特定の医 療行為を希望する理由は基本的に了解可能か、患者 は他のソースからの不十分で偏った情報の影響下に ないか、患者は実現が困難な目標を設定していない か、患者は意思決定に参加したいか、患者は家族の 意思決定参加を希望するかなどが確認されなくては ならないだろう。

患者が死に関わる意思決定を行う場合でも、医療 チームは共感的な態度で接しているか、患者とその 家族は医療情報について誤解していないか、関係者 間(患者、その家族、医療チーム)の意思の疎通は 十分か、意思決定のために十分な時間が提供されて いるか、患者が納得できない場合や迷っているとき に質問を促しているか、他の医師・医療機関におけ るセカンド・オピニオンの取得を勧めているか、気 持ちの整理に付き合っているか、必要な心理的援助 を行っているか、決断を迫っていないか、求められ たときにはアドバイスをしているか、患者とその家 族の間に入って必要に応じて調整を行っているか、 患者さんの意思決定したことが本当に患者の利益に なるのか、医療チームと家族で確認しているか、途 中で変更が可能なことを説明してあるか、意思決定 後の後悔、自責の念、迷いなどに対するアフターケ アを行っているか、患者が医療側が薦める治療を拒 否した場合、代替案を準備しているかなど数多くの ことがチェックされ実施されなくてはならないと考 える。

患者の最善の利益をいかに査定するかなど、その 他の重要確認事項についても「適切な手続きのため の臨床倫理チェックリスト」を参照してほしい。筆 者は無知で不用意で勘違いや見えない強制の下にあ る「何でもあり」の自己決定、自己決定の暴走を認 めているわけでは決してない。「疑わしきは生命の 利益に」であり、このチェックリストを用いて可能 な限り疑いをなくすようにしたいと考えている。そ してすべての疑いは消えた後は、患者個人の死に関 する自己決定の自由を擁護したいと考える。

7 埋まらない溝が要求するもの

必要かつ十分な意思決定プロセスを経たとして も、お互い心を尽くした話し合いを繰り返したとし ても、残念ながら患者と関係者の意見の一致をみな い場合がある。筆者のように個人の自由を基礎にす る思想を持つ者と、公共性や合意を出発点とする立 場の人々は最終的には諒解し得ない。個人の自由が 医学哲学 医学倫理 2007年 第25号

大事か、社会道徳が大切か。もちろん二者択一の状 態になるとは限らないが、突き詰めていけばどちら かを選ばなくてはならない状況はある。その典型 が、この論考のテーマでもある個人の死に関する自 己決定に対する賛否である。これは究極的には理屈 を超えた信念の領域である。人は最後のギリギリの ところで自分の価値観でもって、ミルの他者危害原 則 (The harm principle または No harm principle) と公序良俗重視のいずれかを、「ブラックボックス」 という理屈を超えた場所で「エイヤッ」と選ぶので ある。善き人生、尊厳ある生、自分の医学的状態の QOL などに関する社会的コンセンサスは確立でき ない。たとえそれらしきものができたとしても、そ れは強い立場にある多数派の意見に過ぎない。原則 的に人が死ぬのは悲しいことである。しかし例外も ある。そしてどんな状況が例外かに関するコンセン サスも形成できない5)。我々は他人の行動をしばし ば不快に思う存在である。

各人の生き方や死の迎え方について全会一致で結 論がでない場合、重要になってくるのは長々した倫 理的議論ではなく、各人の思いやり、寛容の精神、 謙虚さではないか。自分には不快でも受け入れる、 自分の見解に過剰な自信を持って他の人を攻撃した り、他の人に自論を強要したりしない、他の人がな ぜそうしたいと思っているのかについて共感する努 力をする。反対意見を持つ人々のつらさを思いや り、自己利益のために邪魔しない。これらがとても 必要とされているように感じている。また倫理的議 論においては、相手の話を聞く前からその議論を攻 撃してやろうと、郎党を組んで、手薬煉引いて待ち 構えるような敵対的態度は避けたいものである。人 間としての徳性に欠けていると言わざるを得ない。

筆者が主張しているのは、死がいいとか生がいい とかではない。特定の状態になったら死んだ方がい いとか絶対に生きていた方がいいとかでもない。実 体的な倫理的主張は自由以外何もしていない。個人 の自由尊重だけである。読者に問いたい。あなたは 本当に自分の自己決定の権利を失いたいのか。医療 から原則的に自己決定を排除したいのか。ミルの 「他者危害」原則を放棄したら、他者の個人生活へ の無制限の介入が許容されてしまう事態が生じる危 険がある。個人の自由を慎重に認める社会と共同体 や世間の公序良俗に従わなくてはならない社会、ど ちらの社会がより幸福だろうか。筆者にとっては前 者の方が善い世界である。公序良俗とコンセンサス を振りかざす全体主義的世界は恐ろしい。

他者に必要以上の介入をしない、他者に害を与え ない限り個々人の自由を認める医療、自己決定した い人はできる、したくない人は他者にお任せでき る、無用な介入を受けない社会が必要である⁵⁾。特 定の倫理的見解に基づいた法による道徳の強制には 慎重でなければならない。

8 最後に:問題提起

最後に問題提起をする。われわれ人間には生きる 義務があるのだろうか。今、私が死ぬことにしたと する。私はそのまま死んでいいか、それともいけな いか。いけないならなぜか。いままで個人の死に関 する自己決定を擁護する議論を行ったが、そもそも 個人には生きる義務はあるのか。極めて素朴な疑問 である。生命・医療倫理において死ぬ権利なるもの が主張されているのも、大前提として生きる義務が あると想定されているためだろう。なぜ我々は生き ねばならないのだろう。もし確たる理由がなけれ ば、生きる義務が存在するとははっきりといえない のではないかと考えている。

〈注〉

- 1) 浅井 篤・福原俊一編、重症疾患の診療倫理指針ワーキンググループ著、「重症疾患の診療倫理指針」、医療文化社、2006年、東京、p6
- BMA Ethics Department Medical Ethics Today The BMA's handbook of ethics and law, BMJ Books, 2004
- Singer, P. Making our own decisions about death: competency should be paramount. Free Inquiry 2005; 25: 36–8.
- シュランメ、T著、村上喜良訳「はじめての生命倫理」、
 けいそう書房、2004年、p19-52
- 5) 浅井 篤、坂本さやか:わが国における「死の自己決定」 について 浅井 篤・福原俊一編、重症疾患の診療倫理指 針ワーキンググループ著、「重症疾患の診療倫理指針」、医 療文化社、2006年、東京、p132-141
- 6)浅井 篤、田上美季、尾藤誠司編集 臨床倫理支援。教育・対話促進プロジェクトチーム著 適切な手続きのための臨床倫理チェックリスト(verson070131)厚生労働科

死の自己決定と患者の利益

学研究費補助金(医療技術評価総合研究事業)「脆弱高齢 者・終末期患者への診療に関する判断、および診療行為の 質の評価と改善に関する研究」(主任研究者尾藤誠司)平 成18年度報告書 http://www.kankakuki.go.jp/lab_a-1/ rinrisoudan.html